

保 護 者 様

神 戸 市 教 育 長

春季休業中の部活動実施について（通知）

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、市立学校園において臨時休業措置をしておりますが、引き続き、春季休業期間を迎えることとなります。つきましては、春季休業中におきましても、下記の通り、臨時休業期間と同様に感染症対策を行い、部活動を実施することとしますので、ご家庭におきましても、「4. 留意点」等についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 実施対象校園

- ・神戸市立中・義務教育学校、高等学校、工業高等専門学校

2. 実施期間

- ・中・義務教育学校 令和 2 年 3 月 26 日（木）～4 月 7 日（火）
- 高 等 学 校 3 月 24 日（火）～4 月 7 日（火）
- 工業高等専門学校 3 月 24 日（火）～4 月 7 日（火）

3. 活動日数、活動時間

- ・活動日数は、平日の週 2 日間を限度とし、連続した日程にならないようにします。
 週休日等は、活動をしないこととします。
- ・1 日の活動時間は、2 時間以内とします。

4. 留意点

- ・生徒の運動不足やストレス解消を行う運動等の機会を確保するという趣旨を原則とした活動とします。
- ・軽い風邪症状（のどの痛み、咳、検温のうえ発熱があるなど）では参加をお控えください。
- ・手洗いや咳エチケットなど徹底し、飛沫感染を防ぐ観点から咳エチケットをした上で 1 メートル以上離して交互に着席するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮します。
- ・屋内などの閉鎖的な空間では、少なくとも 1 時間ごとに換気します。
- ・一度に大人数が集まって人が密集する運動、活動とならないよう配慮します。

- ・対人競技など接触する活動は、行いません。

5. 交流活動（対外試合等）及び泊を伴う活動

- ・令和元年度春季休業中の期間は、市内外を問わず行いません。

6. その他

- ・市内の患者発生状況など取り巻く状況に応じて、随時、ご連絡いたします。

<参考資料>

令和2年3月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び初等中等教育局健康教育・食育課発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について」